



函館市奨学金返還支援事業

函館市内の登録企業

(中小企業等・介護事業所・保育施設等)

5年間で
最大
120万円

就職・転職した方を対象に 奨学金の返還を支援いたします！

■支援額： 市 返還額の1/3(年間上限額12万円)
企業 返還額の1/3以上

※介護・保育職は、企業負担求めず。返還額の2/3(年間上限額24万円)を市が支援。

■支援期間：5年間(60か月)

※本事業における支援対象者に対する奨学金返還支援につきましては、令和6年第1回函館市議会定例会における予算の議決が前提となります。

対象者の主な要件

支援を受けるためには、登録企業に採用後、市へ対象者認定申請(要件に該当するか否か)を行い、認定を受ける必要があります。

- (1)以下の奨学金の貸与を受け、返還をしている(予定含む)こと。
・日本学生支援機構学資貸与金 ・地方公共団体等の貸与資金
- (2)登録企業(若者応援企業)に令和6年4月1日以降、正職員として採用され勤務していること。
- (3)函館市に住所を有すること。
- (4)勤務する若者応援企業から市と同額以上の支援を受ける(予定含む)こと。
- (5)支援を受けようとする年度の末日における年齢が34歳以下であること。

詳細は函館市ホームページよりご確認ください。

💡 函館市内の登録企業もご覧いただけます！

函館市 奨学金返還支援事業

🔍 検索

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2023072100018/>



お問い合わせ

函館市経済部雇用労政課

住所 函館市東雲町4番13号(市役所本庁舎3階)

電話 0138-21-3309(直通)